

第 548 回広島地方最低賃金審議会 別冊資料2

最低賃金の改正決定にかかる関係労働者及び関係使用者の
意見書・声明

受付順	団体の名称・陳述人氏名	申入日（受理年月日）	意見書の概要（表題）等
1	広島県労働組合連絡協議会 議長 池上 文夫	令和5年7月24日 (令和5年7月24日)	広島県最低賃金に関する 要請書
2	郵政産業労働者ユニオン広島支 部	令和5年7月20日 (令和5年7月24日)	広島県最低賃金の改正決 定に係る意見書
3	郵政産業労働者ユニオン広島中 央支部 支部長 永瀬 智之	令和5年7月24日 (令和5年7月24日)	広島県最低賃金の改正決 定に係る意見書
4	広島中央郵便局時給制契約社員 岡崎 徹	令和5年7月22日 (令和5年7月24日)	2023 広島県の最低賃金改 定の審議に向けての意見 書
5	郵政産業労働者ユニオン中国地 方本部 広島県協議会事務局長 上関英穂	令和5年7月23日 (令和5年7月24日)	広島県最低賃金の改定決 定に係る意見書
6	広島県労働組合総連合 神部 泰	(令和5年7月24日)	広島県最低賃金の大幅引 き上げと全国一律制度の 導入、及び審議会の運営に ついての意見書
7	広島合同労働組合 生協ひろしまパート支部 支部長 磯崎 光	令和5年7月23日 (令和5年7月24日)	2023 年度広島県最低賃金 改正決定にむけた意見書
8	広島合同労働組合 生協ひろしまパート支部 書記長 田頭 奈美江	令和5年7月21日 (令和5年7月24日)	2023 年度広島県最低賃金 改正決定にむけた意見書
9	広島県労働組合総連合 事務局長 門田 勇人	令和5年7月24日 (令和5年7月24日)	広島県最低賃金の改正決 定にむけての意見
10	広島県労連女性センター 幹事 浜崎 理恵	令和5年7月24日 (令和5年7月24日)	広島県最低賃金改正にむ けての意見書
11	陶山 裕子	令和5年7月24日 (令和5年7月24日)	2023 年度の地域別最低賃 金にむけた意見書
12	ヒロシマ労連 三宅 敏明	(令和5年7月24日)	最低賃金 いますぐ 「全国一律1500円に」 してください

2023年7月24日

広島労働局
労働局長 阿部 充 様

広島県労働組合連絡協議会
議長 池上
広島市東区二葉の里1

広島県最低賃金に関する要請書

昨年10月、広島県の最低賃金は時給930円に引き上げられましたが、物価高騰に全く及びません。今年6月の消費者物価指数は、生鮮食品を除いた総合指数で3.3%(前年同月比)上がりました。生鮮食品を除く食料品は、9.2%と高水準の値上がりが続いています。生活必需品や燃料費の値上げは、低所得層に重くのしかかってきています。

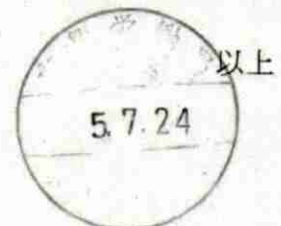
最低賃金近傍で働く労働者は蓄えもなく、物価高騰の中で、食費にも事欠くような厳しい生活を強いられています。また、最低賃金法では、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことが出来るよう生活保護との「整合性に配慮する」とされています。だからこそ比較する対象は、ひとり親世帯とすべきです。日本はひとり親世帯の貧困率が最も高い国の一つになっています。最低賃金の大幅引き上げは、ひとり親世帯を含む低賃金労働者に重要な役割を果たします。

最低賃金の地域間格差の拡大は、地方から若者など低賃金労働者の流出を招く要因の一つと言われています。また、全国チェーンの職場では同じマニュアルで同じ商品・サービスを同じ値段で提供しているのに、働く地域が違うだけで時給が200円以上も違うのは、同一労働同一賃金の理念に反しています。必要生計費は、全国どこでも大きな差はありません。現行のランク性をやめ、最低賃金は全国一律にすべきです。

そこで、以下要望します。

記

1. 広島県最低賃金の時間額1,500円以上を目指すこと。
2. 全国一律最低賃金制度に向けた制度改正を行うこと。
3. すべての最低賃金審議会を完全公開すること。



2023年7月20日

広島地方最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン広島支部

広島県最低賃金の改定決定に係る意見書

私たち郵政産業労働者ユニオンは、郵便局とその関連事業に従事する労働者で組織する労働組合です。郵便局では約半数の社員が非正規雇用であり、雇用形態の違い、所属する会社の違いを超えて、差別をなくしみんなで豊かな暮らしができるよう活動しています。

郵政産業労働者ユニオン広島支部は、広島市佐伯区石内にある「広島郵便局」で働く労働者によって組織されています。私たちは広島県西部地域の各郵便局で引き受けた郵便物を、主に全国の区分局や各配達受け持ち局に仕分けして発送する業務に従事しています。私たちの職場では約450人の社員が働いていますが、このうち6割に当たる250人が非正規労働者です。

広島県の最低賃金は現在930円ですが、8時間で22日働いて月16万円ほどです。家庭事情は様々ですが、10年以上も親元から通う人もいれば、子供を高校や大学に通わせている人、介護を必要とする親族を抱えている人もいます。年収200万円以下の労働者は全国で1千万人以上といわれていますが、貯蓄なしの世帯は増え続け、貧困は一層深刻化しています。

さらに石油などの資源価格の高騰や円安が進んでいることにより、現在も食費や光熱費・ガソリン代等、あらゆるものの値段が高騰しており、家計を圧迫しています。郵政で働く非正規労働者の時給は各都道府県の最低賃金に準拠していますが、賃金の上昇が物価の上昇にまったく追いついていません。

私たちの職場で働いている非正規労働者との会話のなかでも、「時給が上がってほしい」との声をよく聞いています。また彼らの中には、夜から翌日の朝までの深夜帯で働いている人もいます。彼らは、「深夜帯で働く」という健康にかかるリスクを承知の上で、身体への過酷な負担を我慢し、少しでも収入(夜勤手当)を多く得るために深夜労働を選択している人がほとんどです。

最低賃金は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものでなければなりません。

私たちの労働組合は、ここ数年来「全国一律1500円」を最低賃金とするよう訴えてきました。物価の急激な高騰により、それでも足りないとの思いを強くしていますが、広島地方最低賃金審議会として、「1500円」へ早急に近づけていただけることを強く望みます。



2023年7月24日

広島地方最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン広島中央支部
支部長 永瀬 智之

広島県最低賃金の改定決定に係る意見書

今月中旬の新聞記事に「子育て困窮世帯 賃上げなし85%」の見出しで記事が掲載されていました。貧困問題に取り組むNPO法人の調査結果(昨年の夏との比較)だそうで、「非正規雇用のひとり親が多く、賃上げの流れが行き渡っていない」との分析結果も紹介されていました。昨年度も最低賃金は引き上げられたはずなのに、なぜ社会の末端で働く非正規雇用の方へ賃上げの流れが行き渡らないのでしょうか。

体力に余裕のある大企業であれば、単純に賃金を引き上げれば済むことなのでしょうが、余力のない中小企業などでは、引き上げた分を他の手当などの削減でカバーするしかないのが実情だと思われます。

今回の審議以降ランク数を改定し、地域間の格差を是正していくとの事らしいですが、そもそも最低賃金に地方間の格差が必要なのでしょうか。コンビニなどで売られている商品を見れば分かるように、100円で売られている商品は日本全国どこへ行っても100円で売られています。逆に、地方の交通の便が悪い地域の方が高くなっていると思います。

全労連と地方の組織、静岡大学の准教授が行っている最低生計費資産調査というものがあります。単身で働く若者が暮らしていくのに必要な生計費の調査なのですが、時間額にするとおおむね1600円以上が必要との調査結果が出ています。単身の方でこの金額が必要ということは、非正規雇用で家庭を持たれている方には更に上乗せされた金額が必要であることは明白です。

同一労働同一賃金が全くと言っていいほど根付いていない現実、雇う側に都合がいいようにしか扱われない実情、非正規雇用で働かざるを得ない方々がある程度安心して働いていけるためにも、全国一律最低賃金の導入が急務だと私どもは考えています。全国一律1500円以上の最低賃金、ぜひとも審議の端に加えていただければと思います。

最後になりますが、広島県の最低賃金につきましては、最低限1000円を目指して審議していただければと考えます。



広島地方最低賃金審議会 御中

2023年7月22日

広島市中区国泰寺町1丁目1-4-1

広島中央郵便局時給制契約社員 岡崎徹

2023年広島県の最低賃金改定の審議に向けての意見書

OECD加盟国の中で最も賃金の上がっていないのがこの国です。全労働人口の数%にしか満たない大手企業の労働者や資産を保有しその運用で大きな利益を上げ続ける資産家以外は、この国の国民は日々大変に苦しい状況が続いています。給与所得者の中央値は1990年代後半を境に下がり続け、多くの家庭の消費支出が大幅に低下し続けています。給料が上がらず購買力が弱り国内の市場を中心とした活動を続ける中小企業はさらに賃金が上げられない状態に陥ります。GDPの6割を占める国内消費は細り経済の循環は鈍り、デフレからの脱却が進まぬまま大手企業は内部留保を増やし新規の投資を控えます。負の連鎖です。さらに追い打ちをかけるのが、公的負担の上昇と逆進性を持つ消費税率の上昇、教育関連費用の大幅な上昇に加え、給付型の奨学金がいまだに正常な形で成立していない状況の中、各家庭の子育ては本当に大変です。さらにそこに急激な物価高が現在加わっています。とりわけ非正規の比率が高く男性平均よりも賃金が安い女性の、そしてシングルマザーの家庭の苦境は深刻です。

他の先進国のような勢いのある経済成長が果たせてないこの状況の中で、さらに中小の地方は、大都市との地域間格差という課題を背負います。総務省の人口動態調査により判明したのが、広島は常に転出超過のトップクラスの自治体であるということ、そしてこの事実に対し広島において責任のある立場に立つものは危機感を持たなければならないと考えます。広島の衰退をこのまま見て見ぬふりをするのか、それとも毅然と立ち向かい知恵を出し尽力するのか、今その岐路に私たちは立たされています。

広島最低賃金審議会の委員の皆様をお願い申し上げます。いくらあげるかの議論ではなく、いくら必要なのかというところから議論を始めていただきたい。そしてそのために何が必要なのかという議論を深めていただきたい。そして必要ならば社会に課題を発信していただきたいのです。ここ広島は、今日の前に大きな危機が迫っていると私は認識しています。今年度の審議会の議論が未来につながる内容になることを期待しています。



2023年7月23日

広島地方最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
広島県協議会事務局長 上関英徳

広島県最低賃金の改定決定に係る意見書

政府が打ち出した「新しい資本主義」の考え方は、従来「コスト」と認識されてきた賃金等を「未来への投資」と再認識し、企業が上げた収益を構造的賃上げによって労働者に分配し、消費も企業投資も伸び更なる経済成長が生まれ「成長と分配の好循環」が成し遂げられるというもので、その方法として、成長分野への労働移動やリ・スキリングによる能力向上・生産性向上などが提起されています。豊富な経験がスキルを向上させることを否定するものではありませんが、個々の能力や性別、年齢、健康状態、家庭の事情など様々なハンディキャップが存在する中、「弱者」が一層取り残されてしまうことを危惧します。非正規労働者は2000万人を超えたといわれていますが、転職のため一旦非正規として仕事に就けばそこから延々と抜け出せない現実、子育て支援とは無縁な「若者」が労働現場にゴロゴロいる現実を目を向けるべきと考えます。

今年の春闘では、5%を上回る賃上げを実施した企業もいくつかあり大きく報道されましたが、その理由は「優秀な人材の確保」でした。中小零細は賃上げには慎重で、物価の上昇で一番こたえているはずの低所得層の賃金はそれほど上がっていないのが実情で、さらなる物価上昇が追い撃ちをかけています。

欧米では、フルタイム労働者の賃金よりパートタイム労働者の賃金の方が時給単価は高いと聞きます。単価が同じだったらパート労働者は生活できないからだそうです。「分配」のあるべき姿ではないでしょうか。育児や介護、疾患や障害は個人責任ではありません。もっと社会全体で包み込む必要があると考えます。

最低賃金は、最低賃金法や中央審議会の確認事項に基づいて都道府県ごとに決められることになっていますが、その根底には常に憲法 25 条や労基法 1 条がなければなりません。「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」支払い能力がないからこれ以下でも仕方がないという事は許されません。可能な限り格差をなくし、「誰もが」健康で文化的な生活ができるよう政府や企業は支援をすべきです。

現在の広島県で生活していくために(自分だったら)最低いくら必要か。最低賃金審議会は、そこから議論してもらいたいと思います。

私たちは、全国どこでも同じ、時給1500円の早期実現を強く求めます。



広島県最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度の導入、及び審議会の運営についての意見

広島県労働組合総連合 神部 泰

現在の最賃は、全国加重平均で時給961円です。岸田文雄政権は6月に決定した「骨太の方針」で、今年は「全国加重平均1000円を達成することを含め」議論を行うとされていますが、現在の物価高騰に対して目標が低すぎます。全国一律化と早急に時給1500円の実現が求められます。時給961円では、月160時間働いても約15万円、年収で約184万円にしかなりません。ここから、税・社会保険料が差し引かれます。単身世帯でも、これでは普通に暮らすことは困難です。

私たちが全国で実施している最低生計費試算調査によると、全国どこでも税込み月額24万～26万円が必要という結果が出ています。月160時間で時給に換算すると1500円以上です。これは健康で文化的な「人間らしい暮らし」ができる水準を示します。チェーン店の展開などで商品の価格は全国でほとんど同じになってきており、生計費に地域間格差がなくなる傾向がでています。家賃は都市部が高いものの、地方では自家用車が必需品となっており、車の維持費がかかります。地方の最賃が相対的に低いままでは、労働者が離れ、地方の経済は力を失い、過疎化がますます進行してしまいます。広島県の人口流出が全国1位という不名誉な結果が続いていることを打開するためにも、全国どこでも時給1500円的最賃にすべきです。

私たち県労連・全労連は全国最低賃金への法改正を求めています。次の4点です。

- ① 現行法の「地域別最低賃金」を「全国最低賃金」として全国一律額による最低賃金制度に改めます。非正規公務員の賃金が最低賃金を下回る現実を解消するため、公務員にも適用するよう法改正を求めます。
- ② 最低賃金額を決定する3要素「その地域の労働者の①生計費と②賃金、③事業の支払い能力」のうち、「事業の支払い能力」は削除し、①科学的な最低生計費調査に基づいた、労働者の生計費と②労働者の賃金を考慮して決めるよう法改正を求めます。
- ③ 全国一律制に 生計費と労働者の賃金で決める。 地域別最低賃金は中央最低賃金審議会の目安答申を受け、地方最低賃金審議会が答申し、都道府県労働局長が決定していますが、これを「全国最低賃金」は、中央最低賃金審議会での調査審議をふまえて決定するよう改めます。地方最低賃金審議会は、「地域ごとの特定最低賃金の調査審議・決定する役割」に改めるよう求めます。
- ④ 「全国最低賃金」制度の中小企業における円滑な実施を図るため、中小企業に関する取引の適正化、財政上・税制及び金融上の支援措置、その他の必要な措置を講じなければならないことを、国に義務づけるよう求めます。

最後に、広島県最低賃金審議会の運営についてです。誰もが参加でき、開かれた審議会運営のために審議会、及び専門部会の傍聴の人数制限の撤廃を求めます。希望者が全員傍聴できる会場の確保を求めます。審議会の意見陳述にあたっては人数制限を行わず（鳥取は人数制限なし）、極端な時間制限を設けず、質疑も受け付けるべきです（岡山、鳥取は質疑を受け付けている）。

また異議申出の意見陳述も受け付けること、専門部会の審議の公開、審議会の議事録の完全公開を求めます。審議会については、全国どこでも同じ条件で行うことが必要であり、より公正・公平な広島地方最低賃金審議会の運営を求めます。



2023年7月23日

広島地方最低賃金審議会 委員各位

広島合同労働組合 生協ひろしまパート支部
支部長 磯崎 光

2023年度広島県最低賃金改正決定にむけた意見書

私たち生協ひろしまパート労組では、働く者の切実な生活実感の声を伝えて、賃上げを要求しています。2023年の春闘では賃上げは実現しましたが、約1.5%でした。しかし、食料品の値上げ、電気ガス水道光熱費、ガソリン代は上がり続けて、私たちの家計を苦しめています。共働きは当たり前、ダブルワークをしている人も多いです。「働いても働いても、出ていくお金のほうが多すぎる」、「これでは、子どもの進学費用を用意するのが難しいので、借りるしかない。でも、将来の返済が不安」、「親は働きづめで、夏休みもどこにも子どもを連れて行ってやれない」など苦しい声ばかりです。子どもには、いつも明るい顔を見せていたいけど、大人は働き過ぎて、疲れた顔をしています。これでは、子どもたちも明るい未来を描けないと思います。

労働組合の組織されていない職場がほとんどです。最低賃金近傍で働く多くの人々は、最低賃金の上昇だけが頼りです。社会を支えているのは多くの働く者たちです。その声に耳を傾けて、最低賃金の大幅な引き上げの議論をお願いします。

以 上

2023年7月21日

広島地方最低賃金審議会 委員各位

広島合同労働組合
生協ひろしまパート支部
書記長 田頭 奈美江

2023年度広島県最低賃金の改正決定にむけた意見書

生協ひろしまパート労組はパートやアルバイトの仲間で組織している労働組合です。多くの仲間が広島県の最低賃金 930 円ギリギリ、いわゆる最低賃金近傍と言われる時給で働いています。2022 年初頭から始まった1年半以上も続く物価の上昇は、暮らしを圧迫し、誰もがきびしい状況に苦しんでいます。

食料品や日用品、電気・ガス代、ガソリン代、どれも贅沢などせず本当に普通に生活しているだけで、否応なくかかってしまいます。「食費を削るために、特売品と見切り品で毎日のメニューを考えています。」「子どもには好きなものをおなかいっぱい食べさせたいけど、おかずを1品減らさないと予算が足らなくなってしまう」「寒くても部屋の中ではコートを着て我慢している」「高齢の母にエアコンの温度を上げないように言っ
てしまい、申し分ない気持ちでいっぱい」など、この間、いろいろな所、いろいろな機会に私たちの切迫した現状を訴えてきている事を、委員の皆さんもご存じだと思います。

ひとくちにパートと言っても、皆いろいろな状況に立たされています。一人暮らしの単身者や年金者、シングルマザー、また、配偶者がいても、主たる生計者として働いている人もいます。多くのパートが以前のような家計の補助的役割を担っているのではなく、自分が得た賃金が生活の土台そのものになっている事は間違いありません。

私たちは、できる限りの思いつく事を工夫して、節約して、自分と家族の生活を守ってもきました。でも、もう限界です。1日働いた得た賃金そのまま、買い物や支払いに出て行ってしまような生活では、手元に残るお金の実感もなく、金銭的に余裕がないばかりか、精神的にも疲弊しています。

2023年の春闘では、私たちも生協理事会に賃上げを求めて交渉しました。その結果、賃上げは実現しましたが、4%もの物価高騰に追いつくはずもなく、実質的な賃金は下がっていると実感せざるをえませんでした。春闘で多くのメディアが取り上げていた「大幅賃上げ」とは、大企業の話で、賃上げの効果は地方の中小企業には波及していないと感じます。「大幅賃上げ」どころか国が定める最低賃金の基準、引き上げ額さえ、中小企業には影響が大きく、賃金を上げなければならない事はわかっている

経営基盤や競争力の弱い中小企業は賃上げができない状況です。それはそのまま働く人の賃金に直結してしまいます。日本は 99%以上が中小企業だと聞きました。国による中小企業への支援体制を強化して、非正規労働者はもとより、すべて労働者に関わる最低賃金を早急に引き上げができるようにしてください。

今春、わたしの息子が就職をしました。息子との間で昨年交わした会話をお伝えしたいと思います。

就職先を探していた息子が、わたしの時給を尋ね、その返答を聞いた時「なんでそんなに安い時給なのか。東京はアルバイトでも 1000 円以上もらえるのに」と驚きました。国が決める最低賃金は地域ごとにランク別に分けられていて、企業はその地域の最低賃金を目安に時給を決めている。広島県の生協で働いている限り、東京の時給と一緒にすることはないと説明すると、彼は「生協は全国にあって、仕事の内容は変わらないはず。なぜ、同じ仕事で賃金の差が出るのか。同じ仕事で賃金がかかわらないのなら、東京や大阪で働いたほうがいいのではないか」と言っていました。最低賃金の地域間格差は「生まれ育ったところで安心して、安定した生活を送りたい」という選択肢さえ奪いかねないと思いました。若者が地元を離れ、最低賃金の高い都会に出ていってしまえば、単に労働力の流出だけでなく、地域全体の衰退を招きます。私たち労働者が、自分の望む場所で、自分らしい生活を送るためにも、全国どこで暮らしていても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させる事が重要です。

最低賃金は、なんとか生きていけるだけの最低限のセーフティネットではないはずで、憲法25条では「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。

今から、夏の暑さが本格化し、私たちは、また、自分や家族の健康と電気代を天秤にかけてながら過ごしていく日が続くことでしょう。最低賃金の引き上げは待ったなしです。すべての人が、人間らしい当たり前の暮らしが営めるよう、賃金の根元である「最低賃金」が大幅に引き上げられることを望みます。

以上。

2023年7月24日

広島地方最低賃金審議会御中

広島県労働組合総連合
事務局長 門田勇人

広島県最低賃金の改正決定にむけての意見

1、最低賃金全国一律制実現を要望する

私は全国一律制の確立を求めており、その理由を述べる

最低賃金の地域間格差は2006年「最高：東京719円」「最低：青森、沖縄など610円」（格差109円）であった。

それが、2022年「最高：東京1072円」「最低：秋田・高知など853円」（格差219円）となり、15年間で格差は110円開いている。ちなみに2006年「広島654円」（東京との格差65円）であったのが、2022年「広島930円」（東京都の格差142円）と格差は77円開いている。

格差拡大の原因の一つに現在の日本の最低賃がABCDと4ランク制をひいていることがある。今年度から4ランクを3ランクにされたが、これでは何の解決にもならない。

ちなみに、地域別最低賃金の国はインドネシア、中国、カナダ、日本のみであり全体の3%（2013年度調査）と少数である。法改正して全国一律にすることを決断しない限り、地域間格差を解消することはできない。

2、審議会傍聴人数撤廃と公開について

.....
2023年4月6日 第65回中央最低賃金審議会 議事録 - 厚労省 (番号、下線は門田)

(3) 議事の公開

中央最低賃金審議会運営規程において、①会議は原則公開とされ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある等の場合には非公開とすることができるとされている中、目安審議の透明性を高める観点から、議事の公開について検討を行った。

これに関しては、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。その際、事務局においては、②円滑な進行及び傍聴者に配慮した、公開に係る企画運営の在り方を検討すべきである。

加えて、議事の公開が議論になるのは、③目安審議における議論のプロセスが見えづらいものであると外部から受け止められていることが原因であると考えられる。この問題への対応としては、目安審議の報告において最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づく議論の結果をより丁寧

に記載し、④地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。また、議事録の早期公開については、引き続き事務局において努めることが適当である。

.....
以上を踏まえると、これまで以上に審議の公開が求められ、審議の傍聴を希望するものに対しては、よりいっそうの配慮が必要である。

鳥取地方最低賃金審議会は、平成20年より「会議室に入れるだけは傍聴を入れる」という方針をとっており、専門部会のすべてを公開している。

一方、広島地方最低賃金審議会は、「会場の広さを理由に、傍聴者数は5人と制限」し、「率直な意見交換ができない」などとの理由で、専門部会を「全面」最近は「一部非公開」としている。

鳥取地方最低賃金審議会会場は、広島合同庁舎2号館6階7号会議室とほぼ同等の広さである。また、鳥取地方最低賃金審議委員からは「傍聴することで率直な意見交換ができない」という声は全くない（事務局）という。

運営規定の解釈で、ここまで違う運営を行っていることはおかしいことであることを広島労働局、及び広島地方最低賃金審議委員会には認識していただきたい。今年の第1回広島県最低賃金審議会の傍聴希望は9人で4人が傍聴できなかったと聞くが、なぜは入れないのかの説明を広島労働局長は行うべきであり、一部非公開にする提案を行っている「広島地方最低賃金審議会会長」は鳥取県との違いを説明するべきである。

このことこそ、中央最賃審議会全員協議会のいう「④地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。」につながると考える。

以 上

2023年7月24日

広島県労連女性センター
幹事 浜崎理恵

広島県最低賃金改正にむけての意見書

「男は仕事 女は家庭」「所詮 女は半人前」「長男の嫁らしくあれ」「子どもは3歳まで母親が家庭で育てるべき」等々、女性蔑視や性別役割分担の呪いの言葉が、「人権の世紀 21世紀」であっても、日本ではまだまだ当たり前のように女性の生き方を制限し、そのことが女性の賃金を引き下げています。

その反面、労働者数でみると、全労働者の46～47%は女性であり、女性労働者は男性並みに日本の経済をけん引しており、それでありながら女性の6割が非正規で働かざるを得ず、しかも最賃平均が961円というのは大問題です。

総務省が発表している2020年の男女の年収の平均は、男性550万円に対して女性は153万円、生涯賃金では1億円以上の差になります。

特に深刻なのはシングルマザーで、「子どもに食べさせるため自分の朝食は職場の給湯室で白湯」「電気代が高いから、夏でも入浴回数を減らす」「どんなに暑くてもエアコンを使わない」「トイレで流す回数は1日1回にする」等、人間としての尊厳が守られているとは言えません。

また、ダブルワーク、トリプルワークしなければ生活できないとして、1つの仕事で生活できないこと自体が人間の尊厳が守られていないわけで、いずれにしても国による人権侵害です。

また、職場で賃金差別があるということが「ハラスメント」を引き起こすことになります。

これらを解決するためには、まず、最低賃金の引き上げを早急に行うことです。物価高騰や電気料金値上げも厳しいなか、できれば時給2000円以上を求めたいですが、まずは時給1500円以上で全国一律の最低賃金制度の早期実施を求めます。

ジェンダーギャップ指数が発表し始めて以降、日本の男女格差は広がる一方で、いくら女性政策があろうとも機能していません。それは、女性政策に「非正規で働く女性の賃金改善」が組み込まれていないからです。大事なことは、正規であろうが非正規であろうが、コロナ禍のような非常事態であっても、非正規で働く女性が自立して生活できる社会の実現です。

できれば時給2000円以上を求めたいですが、まずは時給1500円以上で全国一律の最低賃金制度の早期実施を求めます。

以上

2023年7月24日

広島地方最低賃金審議会 委員各位

陶山裕子

2023年度の地域別最低賃金にむけた意見書

コロナ禍は日本の社会保障制度の脆弱さが顕著になりました。一律助成や中小業者支援が打ち出され、助かった国民・中小業者もある一方で、多くの中小零細業者・介護事業所の倒産、シングルマザーや学生、失業者、高齢者世帯など生活困窮のニュースが流れました。そのような中、大企業は史上空前の内部留保をため込んでいます。一方、国民の多くはコロナ禍に続くウクライナ戦争や原油高騰、円安、物価高騰など次々に起こる情勢問題に翻弄され、生活の大変さに悲鳴を上げています。

2021年9月18日付東京新聞では最低賃金近傍の労働者が10年で倍増したとの報道がありました。最賃1.1倍で働く人の数は2009年7.5%から2020年14.2%にまで上るそうです。非正規労働者や低賃金の正社員が増えたのが要因の1つです。現在の最賃930円(1日8時間月20日労働で15万ほど)では、若者は結婚・出産をしたくてもできず、子育て世代が貧困に苦しむのは目に見えています。2021年10月15日の報道では最賃1.3倍以下の正社員は2007年4.1%から2020年11.7%と約3倍です。最賃引き上げで基準が引き上げられたことも原因ですが、非正規など雇用が不安定する中で、勤続年数とともに給与が上がる正社員の雇用が減少していることも原因です。最低賃金制度を企業が労働力を買ったたく1つの指標として使っているからではないでしょうか。競争力を高めるため、労働者の生活水準を無視して近傍で働く人が増加した結果、日本の少子高齢化に加速がかかっています。近傍で働く人の増加が、最低賃金が高い都市部への人口流出を加速させています。地域に生活基盤のない外国人労働者が都市部へ流れていることから、最低賃金を地方別にすることの弊害が表れています。競争力のない中小業者を大企業と同じ土俵で考えられないということであれば、国が助成を行い労働者の生活を保障すべきです。

日本の社会保障基盤は脆弱で、セーフティーネットとして満足いくものはほぼありません。そのような中、これを補うために老後2千万必要などと言われた時期もありますが、このような低賃金化が進む中、当然ながら生活資金・教育資金を使った後に満足に貯蓄ができるはずもありません。まずは労働者の最低賃金を引き上げ、誰でも普通に人間らしく生活できる社会にするため、全国一律1500円の最低賃金制度を求めます。

以上

広島地方最低賃金審議会
会長様

ヒロシマ労連 三宅敏明

最低賃金 今すぐ「全国一律 1500 円に」してください

6 月 30 日最低賃金引き上げの目安を決める中賃審が厚生労働省で始まりしました。岸田政権は現行の全国加重平均 961 円を 1000 円に引き揚げる方針を示していますがヒロシマ労連は「これでは物価高騰に追いつかず地域間格差が解決しない」と考え大幅引き上げを要求します。最低賃金の平均 961 円は生活できない水準であり昨年の引き上げ額 31 円が「過去最高額」と言っても極めて「低い改定」です。地域間格差 219 円 (20.4%) も放置されていることが問題です。目安ランク数を 4 から 3 へ縮小しただけでは地域間格差は縮小しないし、格差解消に向けた議論と最低生計費に基づく抜本的な引き上げが必要です。

物価高騰の中、この賃金では生活できない

5 月の消費者物価指数が前年同月から 3.2%上昇。今後も電気料金が 6 月使用分から 15~43%値上げなど物価高騰は止まっています。昨年の最賃改定は全国加重平均 31 円 (3.3%) 増に抑えられ労働者、県労連、ヒロシマ労連から再改定を求める声を上げましたが岸田政権は無視しました。

全労連の最低生計費調査

全労連が全国で実施する最低生計費調査では、全国どこでも時給 1500 円以上が必要なことが明らかになっています。これに対し最低賃金には、大きな地域間格差があり東京の最高額 1072 円と沖縄県など 10 県の最低額 853 円で 219 円の開きがあります。この是正が重要な課題です。

中小企業支援を今こそ

中小企業経営者の中でも最低賃金引き上げを支持する意見が高まっています。日本商工会議所などのアンケートで引上げ賛成が昨年 41.7%から 42.4%に増加しました。最低賃金引き上げにふさわしい中小企業支援制度の拡充こそ必要です。

標準生計費で生活できますか

私は、広島地方最低賃金審議会 (以下=審議会) に提示された標準生計費の金額を見て驚きを禁じえませんでした。それは単身者で月 103,950 円、5人世帯で 199,955 円という金額についてです。口幅ったい言い方になりますがこの会場の委員さんの中でこの金額で生活をされている方が何人いらっしゃるのでしょうか。この金額では 1 ヶ月は極度の節約をして送れても 1 年間は困難です。時給 930 円ギリギリで働いている労働者の生活を是非想像力を働かせて考えてみてください。1 週間 5 日制一日 8 時間働くと年間で 1,934,400 円です。年収 200 万円を下回ります。これではこの物価高の中でやりくりはできません。

最低賃金をめぐる世界の動向

日本の最低賃金を国際的にみるとどのような状況でしょうか。5 月広島では G7 サミットが開かれ西側の首脳が一堂に介しました。2022 年のデータを見ると最賃の時間単価、USA ワシントン州は 2069 円、イギリス 1545 円、フランス 1512 円、ドイツ 1

451円、カナダ1445円、日本東京1071円です。お隣の国、韓国は990円、日本加重平均は961円、広島は930円、青森県など10県は853円と言う状況です。また国外でオーストラリア1959円、スウェーデン、国際的に見ても日本の低さが際立っています。国内の労働者の「これでは暮らしていけない」との声が聞こえてきます。仕事を探しても「時給額1000円以下だと働いても生活できないのでやる気が出ない」と率直な声です。この物価の高騰で時給1071円でもまだまだ足りません。「生活が悪化している。」と労働者が異口同音で話します。急激な物価高騰の中で非正規労働者を中心に時給930円ギリギリで働く労働者から悲鳴が上がっています。

最低賃金引き上げの意見書採択次々と

全国的な動向は2020年以降どのようなになっているのでしょうか。この3年間で最低賃金の引き上げなどを求めて9道府県議会が意見書を可決しています。意見書は、新型コロナや物価高騰のもとでの厳しい生活実態を指摘しています。人手不足が深刻化するもとで若者の県外流失への懸念から地域間格差の是正や最低賃金引き上げと合わせた中小企業支援を求めています。意見書を可決した議会を見てみると2020年は、北海道、岩手県、島根県、福岡県の4道県。2021年は、岩手県、富山県、滋賀県、京都府、島根県、熊本県の6府県。2022年は、北海道、岩手県、新潟県、富山県、島根県の5道県です。これまでの重複を除いて9道府県（北海道、岩手県、島根県、福岡県、富山県、滋賀県、京都府、熊本県、新潟県）が意見書を上げています。

広島県議会が意見書を上げていないのは、本県の時給930円が十分すぎるほど高いからではなく、「最賃は引き上げられる」「県民の声で上げれるのだ」このことを周知させていない私たちの運動の弱さであって本県の最賃が低すぎることに相違ありません。

また意見書の特徴的は、①富山県意見書（2021年可決）は、私達の上部組織の全労連が実施した調査に触れ、「地方では交通費などの負担が大きく、最低生計費に大きな格差があるとは認められない」としています。②京都府意見書（2021年可決）は、「働く人たちの経済的困窮を食い止める最低賃金の改善と一体に、中小企業、個人事業主に対する直接的に負担を軽減する方策の推進など、実効性のある支援が不可欠」と強調しています。③岩手県意見書（2022年可決）は、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分」などにより「中小企業の経営基盤を強化し、賃上げ原資を確保することが重要だ」と指摘しています。④岩手県・島根県意見書はともに、最賃引き上げとともに全国一律制の確立と地域間格差の是正、中小企業支援を要求しています。⑤北海道、新潟県意見書は、若者の都市部への流出などへの懸念を指摘しています。転出者の多さという本県と同じ悩みをもつので本県としても真正面からの対策が緊急に求められるのではないのでしょうか。

物価高、月に手取り20万円以上が当たり前

「働いたら月に手取り20万円以上」、「時給1500円以上」、「全国一律制」この物価高騰の中、労働者のこの声に耳を傾け、生活が悪化している現状を具に見ていただき「生活改善できる最低賃金」の議論をしていただきたい。また最低賃金時給930円ギリギリで働いている者を是非、最低賃金審議会の委員として任命してください。そうすれば必ず審議会の議論が深まり、県民の負託にこたえる審議会となります。最低賃金を物価高騰の中で生活改善できる金額へと大幅に引き上げるようご検討くださることを切に要望します。

